

2014年4月29日

農林水産省 大臣官房地方課 地方提案推進室 御中

食のコミュニケーション円卓会議

代表 市川まりこ

新たな食料・農業・農村基本計画の検討に向けての意見書

◇食料自給率・自給力、食料安全保障

1) 現行の食料自給率目標について、進捗状況などをみると、目標（カロリーベース 50%）の妥当性は無いに等しいのではないかと考えます。食料自給率目標の考え方については、計画期間内における実行可能性を見据えたものであるべきです。

2) 自給率目標を定めるのとは別に、自給できない食料の確保に必要なポイントを整理し、そのために必要な作業（輸出国との関係構築、法令規制の整理、国際基準との調和など）に関する目標、ロードマップの作成こそが重要と考える。

3) 国内農地だけで1億2,000万人分の食料需要を満たすのは事実上不可能であり、食料安全保障のためには海外からの安定的輸入が不可欠。特に輸入依存度が高いもの（小麦、大豆、飼料穀物）については、この事実を広く関係者や国民へ知らせると同時に、輸入の安定化・多角化を進めるために、事実に基づいて冷静に議論できる環境をつくる取り組みが重要と考える。

4) 植物防疫の分野では、国際植物防疫条約（IPPC）が定める「植物検疫措置に関する国際基準（ISPM）」が存在する。2003年には「放射線照射を植物検疫処理法として利用するための指針（ISPM No. 18）」が採択され、放射線照射処理は国際的に認知された植物検疫処理となっている。オゾン層破壊の懸念のある臭化メチルの削減に向け国際的にも放射線処理に代替技術としての大きな期待が寄せられており、輸入検疫の国際的な調和の観点から放射線照射処理の活用を検討すべきではないかと考える。

5) 強い農業にするための生産コスト軽減等の技術開発や研究をしっかりと進め、国民、消費者にも、分かりやすく知らせてほしい。

◇食の安全、消費者の信頼確保

食品流通関連の認可、規制（遺伝子組換え農作物の認可、残留農薬など）に関して、タイムリーに安全性審査を実施し、安全性が認められたものは迅速に認可できる体制の構築が重要と考える。

以上